

【一橋大学大学院法学研究科法務専攻】

年 度	法科大学院年次 報告書の提出	付記事項		備 考
令和元年度	○	<p>平成 29 年度に実施した本評価における評価結果中に事実誤認があり、以下のとおり変更する。 なお、このことに伴う本評価における評価結果の判断に影響はない。</p>		<p>下線部が変更 となった部分</p>
		変 更 前	変 更 後	
		<p>基準 4-2-1 当該法科大学院における修了要件は、3 年 以上在籍し、95 単位以上を修得することとされて いる。この場合において、教育上有益である との観点から、他の大学院等において履修した授 業科目について修得した単位を合計 12 単位を 超えない範囲で、当該法科大学院における授業 科目の履修により修得したものとみなすこと ができることとされている。当該法科大学院にお いて必要とされる法学の基礎的な学識を有す ると認める者（法学既修者）については、1 年を 超えない範囲で当該法科大学院が認める期間 在学し、他の大学院等において履修した授業科 目について修得した単位と合わせて、30 単位を 超えない範囲で当該法科大学院が認める単位 を修得したものとみなすこととされている。各 科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち 公法系科目 11 単位、民事系科目 33 単位、刑事 系科目 14 単位、法律実務基礎科目 12 単位以 上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先 端科目 12 単位以上を修得することとされてい る。修了要件単位数全体に対する法律基本科目 以外の科目に関する修了要件単位数について は、<u>法律基本科目以外の科目から 34 単位以上</u> を修得することとされており、31 単位以上の修 得が確保されている。</p>	<p>基準 4-2-1 当該法科大学院における修了要件は、3 年以 上在籍し、95 単位以上を修得することとされて いる。この場合において、教育上有益である との観点から、他の大学院等において履修した授 業科目について修得した単位を合計 12 単位を 超えない範囲で、当該法科大学院における授業 科目の履修により修得したものとみなすこと ができることとされている。当該法科大学院にお いて必要とされる法学の基礎的な学識を有す ると認める者（法学既修者）については、1 年を 超えない範囲で当該法科大学院が認める期間 在学し、他の大学院等において履修した授業科 目について修得した単位と合わせて、30 単位を 超えない範囲で当該法科大学院が認める単位 を修得したものとみなすこととされている。各 科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち 公法系科目 11 単位、民事系科目 33 単位、刑事 系科目 14 単位、法律実務基礎科目 12 単位以 上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先 端科目 12 単位以上を修得することとされてい る。修了要件単位数全体に対する法律基本科目 以外の科目に関する修了要件単位数について は、<u>法律基本科目以外の科目から 35 単位以上</u> を修得することとされており、31 単位以上の修 得が確保されている。</p>	